

地域における多文化共生社会と市民性の育成

安達 理恵

Cultivating citizenship for multicultural societies in regions

Rie Adachi

1. 日本の新たな外国人受入制度を巡って

昨年12月、国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立、公布された(法務省入国管理局, 2018a)。この改正法では、在留資格として新たに「特定技能1号」「特定技能2号」を設けている。1号は人手不足が深刻な介護、建設、農業、外食、宿泊などの14業種を想定し、日本語で日常会話ができ、ある程度の知識や技能を満たす場合は最長5年間滞在でき、2号は熟練技能者に認定され更新制で長期滞在も可能になり、配偶者や子どもの帯同も認められる(時事通信社, 2018a, 法務省入国管理局, 2018a)。表向きは移民政策ではないことになっているが、これら新資格はこれまでの方針と大きく異なると磯山(2018)は指摘する。なぜなら、これまでの入国管理行政は、問題のある外国人を排除したり、不法滞在外国人を検挙したりすることにウエイトが置かれ「生活者としての受け入れ」を想定しておらず、単純労働として正式に外国人を受け入れる本制度は大きく日本の社会を変えていく可能性があると言われている。

また横関(2019)によると、従来からあった「技能実習」の制度はあくまで国際協力の推進なので労働としての資格とは正式には認められていなかったが、「特定技能1号」での就労が5年以上かつそれ以前を含めて滞在が10年以上になる場合、永住許可要件の一つである「10年以上本邦に在留。この期間のうち、就労資格などで引き続き5年以上在留」に当てはまる。政府は、改正法により本格的な移民受け入れ体制が整って永住外国人の急増につながらないようにするため、「永住許可に関するガイドライ

ン」を改定し、「特定技能1号」の就労はこの許可要件の日本での就労期間に算入できないようにするようだ(時事通信社, 2018b)。いずれにせよ、正式に労働という要件ではなかったこれまでの「技能実習」の制度から、今回の改正で日本は限りなく移民受け入れ社会になりつつある。この背景には、少子高齢化による深刻な人手不足があり、日本の総人口における外国人数割合は、対象の14業種から考えると地域社会においてもますます増加するのは間違いない。外国人とどのように共生していくか考えることは喫緊の課題となっている。

2. ドイツにおける市民性教育の起こり

移民や難民受け入れ先進国であるドイツは、Platnews(2019)によると、戦後復興による労働力不足を補うためにトルコや南欧から期間限定で外国人労働者を受け入れ始め、そのままドイツに定住するようになった。家族も移住し、1950年代後半から1970年代にかけて200万人以上移民を受け入れてきた。しかし、これらの定住移民は、ドイツ語が話せないなど社会に溶け込めず、失業率の高さなどが社会問題となった。2001年には移民委員会が設置、2005年には新移民法が制定され、外国人は必修でドイツ語やドイツ文化を学ぶコース(統合コース)を受講するなど、本格的に移民受け入れが進められるようになっていった。しかし2009年には外国人の失業率は12.4%、中途退学率も13.3%といずれもドイツ人の2倍となっている。また統合政策もうまく進んでいないという。現在も生活保護受給者の割合は、移民が40%近くを占め、犯罪率も高い。しかしドイツも日本同様、少子高齢化の先進国であり減少

人口が著しく、人口維持のため、現在も人口約8100万人のうち約1600万人が、外国人か移民の家族という状況になっている。

このような移民受け入れが進んだ状況の背景には、ドイツの市民教育の歴史も関係すると考えられる。ヨーロッパ諸国では、欧州評議会の方針もあって市民性教育を発展させてきた。福島（2015）によると1989年の冷戦終結を期にグローバル化が進み、欧州では移民や外国人労働者との社会の結束性が求められるようになり、ヨーロッパ市民を規定する必要が生まれた。この市民／シチズンシップとは、「社会において共存する人」という意味である。欧州評議会では、政治的共同体としてのヨーロッパ市民というアイデンティティの育成や、ヨーロッパ社会での共生意識育成を目指している。特にドイツでは、近藤（2007）によると、政治教育がすでに17世紀に教科として始まり、戦後は国家的課題として政治教育が重要視されてきた。そして各人が理性的に考えることで秩序が作られるという考えが広まっていき、政治教育として確立してきたようである。そして戦後は他のヨーロッパ諸国でも、市民性教育への関心が高まっていった。その背景には従来の教育の在り方が、大量の移民や社会の格差に対応できず、このような社会の変化に伴い市民性教育が重視されるようになってきた。

こうして古くからの国民も、新しく流入してきた移民も、誰もが同じ市民として共存し、同様に社会に貢献できる人材として育成することが重要、という認識が広まったのであろう。今回の改正法によって、日本の受け入れ外国人労働者数は5年間で30万人超と見込まれている。外国人が身近な存在になる以上、ホスト社会への同化を求め、日本の価値観を押し付けるのではなく、どのように社会的包摂を進めるかを検討すべき段階に来ている。

3. 市民性教育と外国語学習

ヨーロッパでは、バイラム（2015）によると、加盟国が相互に依存する関係であるという前提と、民族や言語、宗教による分断を克服する統一体になる必要があるという認識の元に、母語に加え2言語以

上の外国語を学習するという複言語主義が奨励されている。複数の言語の知識は、市民がヨーロッパ知識社会への参加を果たすためには必要であり、また複言語能力があれば社会への統合と結束が促進されるからである。そしてヨーロッパ市民を育成するための外国語教育には、「政治的行動のための外国語教育」も重要になる（バイラム、2015）。なぜなら、外国語学習によっては、学習者の自民族アイデンティティを強化することもあり得るからである。バイラムが指摘するように、グローバル化し、国際化した世界においては、「他者性」との望ましい関係を築き、そして学習者が現在ある課題に対し、疑問を持ち、分析し、評価し、行動を起こす可能性のある活動的な市民となることを可能にする「クリティカルな文化意識」を育成するような教育が求められている。

どの国や地域においても、民族・宗教が異なる社会集団が存在するようになってきていることは明白である今日、バイラム（2015）が唱えるように、外国語教育においては言語スキルの習得だけではなく、言語教育と政治教育を融合させ、異文化間コミュニケーション力を兼ね備えた「相互文化的市民性を育てる教育」が求められている。Lütge（2017）によると、「市民性教育」をカリキュラムに導入している国は増えており、ドイツにおいても1990年代の半ば以降、「持続可能な開発のための教育」が進み、グローバル社会に生きる市民としての教育が次第に重視されてきている。自己の文化に対する批判性を養い、国家の枠組みに捕らわれず世界的な課題に対しても行動する視点を育成する、市民性教育を日本も推進すべきであろう。

4. 結語：多文化共生のための市民性育成

日本への外国人流入は今後、加速度的に増加することはあっても減少することはない。西日本新聞（2018）によると、2015年時点ですでに実質上日本は世界第4位の移民国家となっている。しかしながら、多くの日本人は、未だ日本がそれほど多くの移民を受け入れていることを理解しているとは言い難く、多文化共生という言葉も社会に広く認知されて

いるとは言えない。

都会・地域に限らず、私たちの身近に外国人が存在しつつある日本は、早急に多文化共生社会を実現していく必要がある。Berry, Poortinga, Segall, and Dasen (1992) は、少数派が異文化に適應する際の文化変容 (acculturation) モデルとして4つのタイプ (varieties) を示した。少数派が、他のグループとの関係を維持することは価値がないと考える時、もし自己の文化アイデンティティと特徴を維持することは価値があると考えられる場合は「分離」となり、もし自己の文化も価値がないと考える場合は「周辺化」してしまい、どちらにしても日本人と外国人との統合はうまくいかない。外国人住民が日本人との関係性を価値があると考えられる共生社会を構築するには、日本においてもドイツで実践されつつある市民性教育を推進すべきであろう。国民という枠組みに捉われるのではなく、日本人も外国人も、同じ社会の構成員としてお互いを尊重し、関係性を築くことで初めて多文化共生が成立する。それは容易ではなく多様な障害や困難があろう。しかしながら、国境を越えた移動が加速化する世界においては、より良い外国人人材ほどやがては日本を出て他国に移動することもあり得よう。そして私たち日本人自身も、それぞれの地域で、幅広い視野を持ち、異なる人々や異文化に対して相対的見方ができ、世界の多様な課題に対しては自ら考え行動する、相互文化的市民性 (バイラム, 2015) を育成することが求められている。

参考文献

- Berry, J. W., Poortinga, Y. H., Segall, M. H., & Dasen, P. R. (1992). *Cross-cultural psychology: Research and application*. Cambridge University Press.
- 福島青史 (2015) 「第2章 共に生きる社会形成とその教育」西山教行・細川英雄・大木充 (編) 『異文化間教育とは何か』(23-41頁). くろしお出版
- 法務省入国管理局 (2018a) 入管法及び法務省設置法改正について (2018年1月4日取得)
http://www.immi-moj.go.jp/hourei/h30_kaisei.html
- 法務省入国管理局 (2018b) 新たな外国人材の受入れに関する在留資格「特定技能」の創設について (2018年1月

4日取得)

- <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai2/siryout2.pdf>
- 磯山友幸 (2018) 入管法改正「なし崩し移民」の期待と不安 外国人「定住政策」の整備急げ (2018年1月7日取得)
<https://business.nikkeibp.co.jp/atcl/report/16/021900010/102500079/?P=2&prvArw>
- 時事通信社 (2018a) 新たな在留資格「特定技能」(2018年1月4日取得)
https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_pol_seisaku-houmushihou20181011j-04-w400
- 時事通信社 (2018b) 特技1号、永住要件算入せず=新在留資格でガイドライン改定へ-政府 (2018年1月4日取得)
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2018110801034&g=soc>
- 近藤孝弘 (2007) ヨーロッパ統合のなかのドイツの政治教育『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第13号, pp.113-124.
- Lütge, C. (2017). Global citizenship education in English language teaching: A German perspective, *Language Teacher Education Vol.4 No.2*, pp.1-11.
- バイラム, マイケル (2015) 『相互文化的能力を育む外国語教育』細川英雄 (監), 山田悦子・古村由美子 (訳) 大修館書店
- 西日本新聞 (2018) 「移民流入」日本4位に15年39万人、5年で12万人増 (2018年1月7日取得)
https://www.nishinippon.co.jp/feature/new_immigration_age/article/420486/
- Platnews (2019) メルケル首相「多文化主義は完全に失敗」- 今この発言に注目すべき理由 (2018年1月9日取得) <http://theplatnews.com/p=653>
- 横関雅彦 (2019) 外国人雇用の教科書 在留資格「特定技能」とは (2018年1月7日取得)
<https://visa.yokozeki.net/tokutei-ginou/>

